

預金に関する重要事項のお知らせ

(2021年4月1日現在)

「金融商品のサービスの提供に関する法律」に基づき、当金庫の預金に関する「重要事項」は以下のとおりです。

当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1. 国内円預金について

- 預金保険制度の対象となる預金です。
- 預金保険による保護の範囲は次のとおりです。

商品の分類	保護の範囲
当座預金 別段預金 利息のつかない普通預金	全額保護 〔利息がつかない等の条件を満たす預金(注1)を保護〕
利息のつく普通預金 定期預金 貯蓄預金 通知預金 定期積金 納税準備預金	定額保護 〔合算して元本1,000万円までとその利息(注2)を保護 元本1,000万円を超える部分とその利息については、 概算払い率に応じて払い戻されることになります。 (金額が一部カットされることがあります。)]

(注1) 次の①～③の条件を満たすもので「決済用預金」といいます。

- | |
|---|
| ①無利息(預金規定で利息がつかないことを定めてあるもの)
②要求払い(預金者がいつでも払戻しをうけることができるもの)
③決済サービスを提供できること(公共料金口座引落などのように決済ができるもの) |
|---|

(注2) 「利息」には定期積金の給付補てん金を含みます。

2. 預金以外の金融商品について

- 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっており、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

— なお、詳しくは、当金庫窓口におたずねください —